

# 社会福祉法人三愛学園 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛学園（以下、「本法人」という）の役員の報酬と費用弁償に関する事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本法人の理事・監事・評議員・評議員選任解任委員をいう。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第3条 報酬については、別表1に定める額を支給する。

- (2) 役員が法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、半日（概ね4時間以内）で5000円、一日（概ね4時間以上）で10000円を支払うものとする。
- (3) テレビによる理事会・評議会等への出席は、対面とみなし別表1の報酬の対象とする。
- (4) 書面又は電磁による理事会・評議会等の決裁の際は、無報酬とする。
- (5) 職員を兼務する役員は、無報酬とする。

## (費用弁償)

第4条 役員が、その職務のために出張する場合は、別に定める社会福祉法人三愛学園旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(2) 費用の弁償額は、役員等の住居地から計算し、職員の旅費規程に準じて支給する。

## (その他)

第6条

この規程の改訂は本法人の評議員会において行う。

この規程は平成14年4月1日より施行する

平成30年4月1日より一部改訂

令和5年6月23日より一部改訂

別表1 役員の報酬基準

支給区分	支給額	備考
予算及び決算のための理事会・評議会等	10000 円	
上記以外の理事会・評議会等	5000 円	
監事監査	5000 円	
選任・解任委員会	5000 円	